

一般社団法人
須坂市スポーツ協会定款



一般社団法人
須坂市スポーツ協会

一般社団法人須坂市スポーツ協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人須坂市スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長野県須坂市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、スポーツを振興し、市民の体力の向上と、アマチュア・スポーツ精神の高揚を図ることと、青少年の福利厚生及び精神的・身体的・社会的自立のための支援事業を行うことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) アマチュア・スポーツ精神の徹底を図るための事業
- (2) 市民の体力向上及び競技者の競技力の向上を図るための事業
- (3) 加盟団体の強化発展と相互の連絡調整及び親睦
- (4) 市民体育大会、講習会の開催及び援助
- (5) スポーツに関する施設（設備）の充実を図るため、市との連携
- (6) 国内及び県内スポーツ大会行事への協力及び役員、選手の派遣
- (7) スポーツ少年団の育成
- (8) スポーツに関する表彰
- (9) 公共施設の管理・運営
- (10) 前各号に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(会員)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

2 この法人の賛助会員になろうとする者は、別に定める入会申込書により申し込まなければならない。

(会費)

第7条 会員は、別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

2 既納の会費は、その理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、書面によりその旨を会長に申し出ることにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散したとき。

第3章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準及び会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 各事業年度の事業報告と決算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散、残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年事業年度終了後2ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の3分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対して総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故等による支障があるときは、その総会において、他の理事の中から議長を選出する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員²（加盟団体）1名につき1個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員（加盟団体）の議決権の過半数を有する正会員（加盟団体）が出席し、出席した当該正会員（加盟団体）の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員（加盟団体）の半数以上であって、総正会員（加盟団体）の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項のみ、書面をもって決議し、又は他の正会員に決議を委任することができる。この場合は出席したものとみなす。

(議事録)

第 18 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、議長及び議長が指名した議事録署名人2名以上がこれに署名押印しなければならない。

第4章 役員

(役員の設置)

第 19 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上40名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 20 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事並びに常務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員の任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 25 条 理事及び監事に対して、その職務の対価として、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(顧問及び参与)

第 26 条 この法人に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

4 顧問及び参与は無報酬とする。

(専門委員会)

第 27 条 この法人に、専門委員会を設けることができる。

2 専門委員は理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 専門委員会の委員は必要により理事会に出席して意見を述べることができる。

4 専門委員会規程は別に定める。

(須坂市スポーツ少年団)

第 28 条 この法人に須坂市スポーツ少年団本部（以下「本部」という。）を設けることができる。

2 本部について必要な事項は理事会の決議を経て会長が別に定める。

第5章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 常任理事会

(常任理事会の設置)

第35条 この法人の会務に関する事務を円滑に執行するため、常任理事会を置く。

2 常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。

(常任理事会の権限)

第36条 常任理事会は、次の職務を行う。

- (1) 理事会の決議執行に関する事項
- (2) 理事会の審議事項の検討・準備
- (3) その他、会務の処理に関する事項

(招集等)

第37条 常任理事会の招集等については、第31条及び第32条を準用する。

第7章 会計

5

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(基金)

第41条 この法人の会務執行のため、「スポーツ振興資金積立基金」の設置をする。

2 「スポーツ振興資金積立基金」の規程は別に定める。

(剰余金の処分制限)

第42条 この法人は、会員その他の者に対し剰余金の配分をすることはできない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人を清算する場合において有する残余財産は総会の決議を経て、長野県須坂市に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第46条 この法人の事務を処理させるため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は会長が任免する。
- 4 事務局規程は別に定める。

(個人情報の保護)

第47条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護については、須坂市個人情報保護条例を準用する。

第10章 附 則

(定款に定めのない事項)

第48条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に定めるところによる。

附 則

この定款は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この定款は、令和元年5月31日から施行する。

一般社団法人須坂市スポーツ協会

〒382-0028
須坂市臥竜六丁目 25 番 1 号

TEL026-248-0892 // FAX026-248-0922
E-mail: suzakaspokyo@stvnet.home.ne.jp
E-mail: suzakasuposyo@stvnet.home.ne.jp
<http://suzakataikyo.com/>

須坂市勤労青少年ホーム創造の家
TEL026-248-0393 // FAX026-248-0922
E-mail: suzakasouzou@stvnet.home.ne.jp